

○ 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
(別表)				(別表)			
交付対象事業		国費率	摘要	交付対象事業		国費率	摘要
事業名	区分			事業名	区分		
実施要領 <u>別紙 1</u> の 第 2 の 1. 農地 整備事業	(略)	1～3 (略) 4 水源地域対策特別措置法に基づき決定された水源地域整備計画に基づく事業（以下「水源地域対策関連事業」という。）にあつては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官及び 21 水港第 2724 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。） <u>別紙 1 運用 1 別表 1</u> の区分の欄の 4 の農業経営高度化支援事業（以下「高度化事業」という。）を除く。）		実施要領 <u>別紙 1</u> の 第 2 の 1. 農地 整備事業	(略)	1～3 (略) 4 水源地域対策特別措置法に基づき決定された水源地域整備計画に基づく事業（以下「水源地域対策関連事業」という。）にあつては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官及び 21 水港第 2724 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。） <u>別紙 1</u> の区分の欄の 4 の農業経営高度化支援事業（以下「高度化事業」という。）を除く。）	
	耕作放棄地型（実施要領 <u>別紙 1 運用 1 別表 1</u> 区分の欄	1～3 (略) 4 水源地域対策関連事業にあつては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、実施要領 <u>別紙 1 運用 1 別表 1</u> の区分の欄の <u>4の(3)のイ</u> の耕作放棄地解消・集積促進事業を除く。）			耕作放棄地型（実施要領 <u>別紙 1</u> 運用 1 別表 1 区分	1～3 (略) 4 水源地域対策関連事業にあつては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、実施要領 <u>別紙 1</u> 運用 1 別表 1 区分の欄の <u>4の(3)のオ</u> の耕作放棄地解消・集積促進事業を除く。）	

	の 4 の (2) の 耕 作放棄地 解消支援 事業及び (5) の 耕 作放棄地 活用推進 事業を除 く。)				の欄の 4 の (2) の 耕作放棄 地解消支 援事業及 び (5) の 耕作放棄 地活用推 進事業を 除く。)		
	実施要領 <u>別紙 1</u> 運 用 1 別表 1 区分の 欄の 4 の (2) の 耕 作放棄地 解消支援 事業及び (5) の 耕 作放棄地 活用推進 事業に限 る。	(略)			実施要領 <u>別紙 1 - 1</u> 運用 1 別表 1 区 分の欄の 4 の (2) の耕作放 棄地解消 支援事業 及 び (5) の耕作放 棄地活用 推進事業 に限る。	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	実施要領 <u>別紙 1</u> の 第 2 の	(略)			実施要領 <u>別紙 1 - 1</u> の第 2 の 2. 農	(略)	
2. 農業	(略)	(略)			(略)	(略)	

基盤整備 促進事業				業基盤整 備促進事 業			
実施要領 <u>別紙 1</u> の 第 2 の 3. 実施 計画策定 事業	(略)	(略)		実施要領 <u>別紙 1 - 1</u> の第 2 の 3. 実 施計画策 定事業	(略)	(略)	
実施要領 <u>別紙 1</u> の 第 2 の 4. 草地 畜産基盤 整備事業	(略)	(略)		実施要領 <u>別紙 1 - 1</u> の第 2 の 4. 草 地畜産基 盤整備事 業	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
実施要綱 第 2 の 1 の (2) の ①のオの (ア) の盛 土による 災害防止 のための 調査事業	盛土によ る災害防 止のため の調査事 業	1/3 (ただし、 <u>既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和 6 年度までに開始した地方公共団体であって、調査内容及び調査期間が明示された調査計画を作成した地方公共団体については、令和 10 年度</u> までに限り、1/2)		実施要綱 第 2 の 1 の (2) の ①のオの (ア) の盛 土による 災害防止 のための 調査事業	盛土によ る災害防 止のため の調査事 業	1/3 (ただし、 <u>令和 6 年度</u> までに限り、1/2)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(備考 1) ・ (備考 2) (略)				(備考 1) ・ (備考 2) (略)			

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。